

**令和8年度
全国健康保険協会
事業計画
(案)**

対象期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日

令和8年度事業計画 目次

事業計画（健康保険事業関係）

1. 事業計画（健康保険事業関係）について	… 6
2. 令和8年度の協会けんぽ運営の基本方針	… 6
3. 主な重点施策	… 8
(1) 基盤的保険者機能の盤石化	… 8
I) 健全な財政運営	… 8
II) 業務改革の実践と業務品質の向上	… 9
① 業務処理体制の強化と意識改革の徹底	…10
② サービス水準の向上	…10
③ 現金給付等の適正化の推進	…11
④ レセプト内容点検の精度向上	…12
⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	…13
III) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	…13
(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮	…15
I) データ分析に基づく事業実施	…15
① 本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用 及び分析能力の向上	…15
② 外部有識者を活用した調査研究成果の活用	…16
③ 好事例の横展開	…17
II) 健康づくり	…18
① 保健事業の一層の推進	…18
② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	…19

③ 特定保健指導実施率及び質の向上	…21
④ 重症化予防対策の推進	…22
⑤ コラボヘルスの推進	…23
Ⅲ) 医療費適正化	…24
① 医療資源の適正使用	…24
② 地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信	…27
③ インセンティブ制度の実施及び検証	…28
Ⅳ) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	…28
Ⅴ) 国際化対応	…30
(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備	…30
Ⅰ) 人事・組織	…30
① 人事制度の適正な運用	…30
② 新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置	…31
③ 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成	…31
④ 働き方改革の推進	…31
⑤ 風通しのよい組織づくり	…32
⑥ 支部業績評価を通じた支部の取組の向上	…32
Ⅱ) 内部統制等	…32
① 内部統制の強化	…32
② 個人情報保護の徹底	…32
③ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底	…33
④ 災害への対応	…33
⑤ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備	…33
⑥ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	…34
Ⅲ) システム対応	…34

① 協会システムの安定運用	…34
② 制度改正等に係る適切なシステム対応	…34
③ 業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上	…35
④ 中長期を見据えたシステム対応の実現	…35

令和8年度事業計画 KPI 一覧表	…37
-------------------	-----

事業計画（船員保険事業関係）

I. 令和8年度の船員保険運営の基本方針	…40
II. 主な重点施策	…41
（1）基盤的保険者機能	…41
① 健全な財政運営の確保	…41
② 正確かつ迅速な業務の実施	…42
③ 適正な保険給付の確保	…42
④ 効果的なレセプト点検の推進	…42
⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	…43
⑥ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進	…44
i）マイナ保険証による保険診療等の周知徹底	…44
ii）電子申請等の周知	…45
⑦ 制度の利用促進	…45
⑧ 福祉事業の効果的な実施	…46
⑨ サービス向上のための取組	…47
（2）戦略的保険者機能	…47
① i）特定健康診査等の推進	…47
ii）特定保健指導の実施率の向上	…49
iii）加入者の健康意識向上に対する支援	…51
iv）加入者の禁煙に対する支援	…51
v）船舶所有者等の健康意識向上に対する支援	…52
vi）船舶所有者とのコラボヘルスの推進	…52
② ジェネリック医薬品等の使用促進	…53
③ 情報提供・広報の充実	…54

④ 調査・研究の推進	…56
(3) 組織・運営体制の強化	…56
① 人事制度の適正な運用	…56
② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成	…56
③ 働き方改革の推進	…56
④ 風通しのよい組織づくり	…57
⑤ 内部統制の強化	…57
⑥ 個人情報保護の徹底	…57
⑦ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底	…58
⑧ 災害等への対応	…58
⑨ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備	…58
⑩ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	…58
⑪ システム関連の取組	…59
令和8年度事業計画（船員保険事業関係） KPI 一覧表	…60

予算

1. 予算総則	…63
2. 収入支出予算	…64

事業計画（健康保険事業関係）

1. 事業計画（健康保険事業関係）について

3年間の中期計画であるアクションプランと単年度の計画である事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランにおいて、3年後を見据えた KPI を定め、事業計画においては、それを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定することとする。その際、可能な限り、施策ごとに定量的な成果指標を設定する。

その上で、毎年度作成する事業報告書においては、毎年度事業計画で定めた KPI の達成状況を検証することとし、アクションプランの最終年度（3年目）においては、当該アクションプランの期間全体の検証を行う。

検証結果については、厚生労働大臣による業績評価で第三者的視点も含めた評価を行い、以降の事業計画と次期アクションプランに評価結果を反映させて取組を改善させていくことにより、PDCA サイクルを推進していく。

令和8年度は、第6期保険者機能強化アクションプランの最終年度であり、また、6年間の計画である第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）、第4期特定健康診査等実施計画の3年目となる年度でもあることから、各 KPI を確実に達成すべく、主な重点施策に着実に取り組む。

2. 令和8年度の協会けんぽ運営の基本方針

医療保険制度を含む日本の社会保障制度全体は、少子高齢化・人口減少、DX、国際化という変化を迎える中、国民皆保険の持続可能性を確保するためには、協会としても、加入者の利便性向上や業務効率化の観点からDXの更なる推進や、進展する国際化への対応を進めていく必要がある。加えて、少子高齢化・人口減少が進む中、協会として、加入者が引き続き良質な医療を受け続けられるよう、医療保険制度の安定的な運営を行うとともに、医療提供体制等の医療・介護資源の効率化・適正化や加入者の健康増進を図る使命を果たす必要がある。さらに、そうした使命を持った協会を支える職員の働き方改革を進めていくことは「持

持続可能な開発目標（SDGs）」の理念に合致するものである。

協会は全職員の力を結集した上で、協会を取り巻く環境を踏まえた戦略的な思考を持って、以下の基本方針による取組を着実に進めていく。

（１）基盤的保険者機能の盤石化

協会は、保険者として健全な財政運営を行うとともに、加入者の加入手続・資格管理や、医療費及び現金給付の審査・支払等を迅速かつ適正に行い、併せて、不正受給対策などの取組を強化することにより、協会や医療保険制度に対する信頼の維持・向上を図るという基本的な役割を果たす必要がある。

このため、基盤的保険者機能の盤石化に向け、業務改革の実践（標準化・効率化・簡素化の徹底、生産性の向上、職員の意識改革の促進）、DXの推進（加入者4,000万人と直接つながるプラットフォームであるけんぽアプリ、電子申請サービス、マイナ保険証の推進等）、国際化への対応により、加入者サービスの向上や医療費適正化の促進を図る。

（２）戦略的保険者機能の一層の発揮

加入者の健康度の向上、医療の質や効率性の向上及び医療費等の適正化を推進するためには、戦略的保険者機能を一層発揮することが必要である。

このため、医療費・健診データ等を活用した分析から優先課題を把握し、その課題を解決するための事業企画及び事業実施、効果検証を行いつつ、事業実施に当たっては、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した事業展開が重要である。

具体的には、事業主や関係団体等と連携した特定健診・特定保健指導、コラボヘルスなどの保健事業の充実・強化に取り組むとともに、若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、データ分析に基づく地域・職域の特性を踏まえたポピュレーションアプローチを実施し、加入者・事業主のヘルスリテラシーの向上を図る。

ジェネリック医薬品やバイオシミュラー（バイオ後続品）の使用促進など医療資源

の適正使用や、新たな地域医療構想の実現に向けた医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等について、地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信などにより、質が高く効率的で無駄のない医療を実現する。

また、協会が保険者機能を更に強化し、発揮していくためには、加入者・事業主の理解が不可欠である。このため、「広報計画」の策定を通じて協会の愛称である「協会けんぽ」や協会の社会的な役割（SDGsを含む）の理解促進を図りつつ、協会及び協会の事業に関する認知度の向上、加入者・事業主に協会への共感が広がる環境づくり、広報チャンネルの強化及び広報担当者の育成に取り組み、統一的・計画的な広報を実施する。

（3）保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用、システム運用による業務効率化等を踏まえた人員の最適配分、働き方改革の推進等を通じて、協会全体の組織基盤の整備・強化を図る。また、全員参加型運営により、職員間のコミュニケーションの活発化、チームとして職務に当たっていく姿勢を育み、仕事文化・組織風土の改革を進めていく。このほか、内部統制・リスク管理を強化し、協会の業務の適正を確保する。併せて、システムの安定稼働を行いつつ、制度改正等に係る適切なシステム対応や、中長期の業務を見据えたシステム対応の実現を図る。

3. 主な重点施策

（1）基盤的保険者機能の盤石化

I）健全な財政運営

- ・ 中長期的な視点による健全な財政運営に資するよう、運営委員会や支部評議会です丁寧な説明をしたうえで、保険料率関する議論を行う。
- ・ 今後、先行きが不透明な協会の保険財政について、協会決算や今後の見

通しに関する情報発信を積極的に行う。

- ・ 医療費適正化等の努力を行うとともに、国や都道府県等の会議等において、医療費・健診等データの分析結果から得られたエビデンス等も踏まえ、安定した財政運営を行う観点から積極的に意見発信を行う。

【重要度：高】

協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 280 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。安定的かつ健全な財政運営は、協会におけるすべての活動（効率的な業務運営、保健事業の推進、医療費適正化、DX 化など）の基盤であるとともに、その取組の成果を表す中核的なものであるため、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、加入者及び事業主の医療費適正化等に向けた努力のほか、中長期的な視点から平均保険料率 10%を維持してきたこと等により、近年プラス収支が続いている。しかしながら、保険料収入の将来の推移は予測し難く、保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金の高止まりが見込まれるなど、先行きは不透明である。

協会は、日本最大の医療保険者として、加入者 4,000 万人を擁する健康保険を運営する公的な使命を担っている。大きな経済変動などにより不測の事態が生じたとしても安定した運営を維持し、被用者保険の受け皿としての役割を果たすことが求められる。このため、協会が保険料率を決定するにあたっては、中長期的に安定した財政運営を実現するため、その時々社会・経済情勢、医療保険全体に与える影響など様々な要素を総合的に考慮した上で、慎重に判断する必要があり、困難度が高い。併せて、決定にあたっては、運営委員会、47 の支部評議会での十分な議論を通じて数多くの関係者の理解を得るなど、丁寧なプロセスを経る必要があるため、困難度が高い。

II) 業務改革の実践と業務品質の向上

①業務処理体制の強化と意識改革の徹底

- ・ 業務量の多寡や優先度に対応するため、職員の業務処理の多能化を進め、業務処理体制を強化することで生産性の向上を図る。また、電子申請に対応した業務処理体制を構築する。
- ・ 業務の標準化・効率化・簡素化を徹底するため、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な業務処理を実施する。また、業務指導を行い、より一層職員の意識改革を促進する。
- ・ 自動審査の結果、職員の確認が必要となった要因を分析し、その解消を図ることで、業務処理の効率化を図る。

②サービス水準の向上

- ・ すべての申請について、迅速な業務処理を徹底する。特に傷病手当金や出産手当金等の生活保障の性格を有する現金給付については、申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。また、平均所要日数7日以内を維持する。
- ・ 加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、電子申請を促進する。電子申請の促進に向けて、特に、健康保険委員及び社会保険労務士会等に積極的な働きかけを行う。
- ・ 加入者・事業主からの相談・照会に迅速に対応できるようコールセンターを拡充する。また、電話相談体制を強化するとともに、相談業務の標準化や品質向上を推進する。
- ・ 電話や窓口による相談で多言語化対応を行うとともに、各種記入の手引きを多言語化するなど、国際化への対応を進める。
- ・ お客様の声等を業務に反映させ、更なる加入者サービスの向上に取り組む。
- ・ ホームページに導入しているチャットボットについて、利用状況の分析や生成AIの活用により電話問い合わせの内容に基づきガイド機能を強化し、加入者の利便性向上を図る。

- ・ マイナ保険証の問い合わせに対し、専門的に対応する体制を整え、加入者の利便性の向上を図る。

■ KPI :

- 1) サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- 2) サービススタンダードの平均所要日数 7 日以内を維持する
- 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする

③現金給付等の適正化の推進

- ・ 業務マニュアルに基づき、日本年金機構との情報連携やマイナンバー情報照会等を確実にし、傷病手当金と障害年金等との適切な調整を実施する。
 - ・ 現金給付の支給決定データ等の分析や加入者等からの情報提供により不正の疑いが生じた申請については、保険給付適正化 P Tにおいて内容を精査し、支給の可否を再確認する。また、必要に応じ事業主への立入検査を実施する。
 - ・ 海外療養費や海外出産育児一時金について、海外の渡航がわかる書類の確認のほか、出産の事実確認等を徹底し、不正請求を防止する。
 - ・ 柔道整復施術療養費について、データ分析ツールを活用し多部位かつ頻回及び負傷と治癒等を繰り返す申請を抽出し、加入者への文書照会などの強化や面接確認委員会を実施する。
- また、不正が疑われる施術者は、地方厚生局へ情報提供を行う。
- ・ あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、長期かつ頻回な施術の適正化を図るため、加入者及び施術者へ施術の必要性について確認するなど、審査を強化する。
 - ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーを活用した事前調査により対象を絞り込み、加入者・事業主の負担軽減を図り、効果的に実施する。また、未提出事業所への被扶養者状況リストの提出勧奨を強化し、確実に回収する。
 - ・ これらの現金給付等の適正化を推進するため、標準化した業務プロセスによ

る事務処理を徹底するとともに、業務の正確性と迅速性を高めるために研修を実施する。また、適用徴収及び年金給付等の知識の向上を図る。

④レセプト内容点検の精度向上

- ・ 「レセプト内容点検行動計画」を策定・実践し、システムを最大限に活用した点検を実施する。また、毎月、自動点検マスタを精緻に更新し、効果的かつ効率的な点検を実施する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を共有し、点検員のスキルアップを図るとともに、内容点検効果の高いレセプトを重点的に点検する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努めるとともに、毎月の協議の場において、協会の知見をフィードバックする。なお、社会保険診療報酬支払基金との協議事項の選定については、点検員全員で検討を行う。
- ・ 外部講師を活用した研修や他支部の査定事例を活用した勉強会等により、点検員のスキルアップを図り、内容点検の査定率の向上を目指す。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化・高度化計画」に基づく支払基金改革（ICT を活用した審査事務の効率化・高度化、審査結果の不合理的な差異の解消等）の動向を注視し、今後の協会の内容点検の在り方について検討する。
- ・ 資格点検、外傷点検について、システムを最大限に活用し、効果的かつ効率的な点検を実施する。

【困難度：高】

一次審査を行っている社会保険診療報酬支払基金では、ICT を活用した審査業務の効率化・高度化を進めており、再審査（二次審査）に基づく知見も年々積み重ねられていく。また、協会の査定率は、システムの精度や点検員のスキル向上により、既に非常に高い水準に

達していることから、KPI を達成することは、困難度が高い。

■ KPI :

1) 協会のレセプト点検の査定率 (※) について対前年度以上とする

(※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定 (減額) した額 ÷ 協会の医療費総額

2) 協会の再審査レセプト 1 件当たりの査定額を対前年度以上とする

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・ 「債権管理・回収計画」を策定・実践し、確実な回収に努める。
- ・ 発生した債権 (返納金、損害賠償金等) については、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底するとともに、早期回収に向けた取組を着実に実施する。
- ・ 早期回収に努めるため、保険者間調整を積極的に活用するとともに未納者に対しては、早期の段階から弁護士等と連携した催告及び法的手続きを実施する。
- ・ 職員のスキルアップを図るため、債権管理・回収事務担当者研修を実施する。
- ・ オンライン資格確認を有効に活用させるため、事業主からの加入者の資格関係の早期かつ適正な届出について、日本年金機構と連携し、周知広報を実施する。
- ・ 今後の債権管理・回収業務の在り方について検討する。

■ KPI :

返納金債権 (診療報酬返還金 (不当請求) を除く。) の回収率を対前年度以上とする

Ⅲ) DX (デジタルトランスフォーメーション) の推進

i) マイナ保険証による保険診療の周知徹底

- ・ 医療 DX の基盤であるマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を

踏まえてターゲティングをしながら効果的に、加入者・事業主にマイナ保険証の制度の概要やメリットなどの広報を行う。

- ・ 「電子処方箋」については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・事業主にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。

- ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、事業主を通じたマイナンバー登録勧奨を実施し未収録者の登録を進める。

- ・ マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施し正確なマイナンバーの収録を行う。

ii) 電子申請等の推進

- ・ 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請について、利用率向上のため加入者・事業主及び関係団体等に対して積極的な広報を行う。特に、健康保険委員及び社会保険労務士会については、利用率向上に大きく貢献することから、より一層の働きかけを強化する。

iii) DX を活用した事業の推進

- ・ 郵送や FAX を活用していた健康保険委員の委嘱申請や健康保険委員及び健診機関への情報提供について、オンラインでのやりとりを可能とするための専用サイトの構築・運営を行う。

- ・ 被扶養者資格の再確認について、マイナンバーの活用により、確認対象者を絞り込み、効果的かつ効率的に実施する。

- ・ マイナポータル等のデジタル化の進展に伴い、これまで加入者に一括送付していた「医療費のお知らせ」については、加入者からの申請による送付する方法へ見直す。

- ・ 令和8年1月からスタートするけんぽアプリを、「加入者4,000万人とつながるプラットフォーム」としていくために、バージョン0リリース後アプリの安定運用を図るとともに次のバージョンアップに向けて、利用者の声や得られたデータを検証しながら、加入者目線に立った検討・取組を進めていく。

【重要度：高】

マイナ保険証は、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながるとともに、医療従事者の負担軽減にも貢献できる医療DXの基礎となるものであり、加入者にそうしたメリットを伝えてマイナ保険証の利用を促進していくことは保険者として力を入れて取り組む必要がある。また、電子申請については、加入者の利便性向上や申請書の誤記入の減少など業務効率化に大きく寄与するものであり、利用を促していくことは重要度が高い。加えて、けんぽアプリについては、段階的な機能充実を着実に進めていくことで、加入者4,000万人一人ひとりに直接届くサービスや情報提供につながるため、重要度が高い。

(2) 戦略的保険者機能の一層の発揮

I) データ分析に基づく事業実施

①本部・支部における医療費・健診データ等の分析結果の活用及び分析能力の向上

- ・ 医療費適正化等に向けたデータ分析に基づく事業及び情報発信を実施するため、本部と支部において連携を強化し、医療費・健診データ等を活用して地域差等の分析を行う。
- ・ 本部は、医療費・健診データ等の支部ごとの地域差にかかる分析を実施するほか、支部における分析に資するデータの作成・提供や、「医療費・健診データ等分析用マニュアル」及び分析事例等の共有を行う。支部は、地域差等の特徴や課題を把握するため、本部から提供されたデータ及び情報系システムから抽出し

たデータ等を用い、「顔の見える地域ネットワーク」も活用した事業を実施する。分析に際しては、分析の精度を高めるため、必要に応じて地元大学等の有識者からの助言の活用や共同分析等を行う。

- ・ 複数の近隣支部の分析担当者による「ブロック別分析体制」を構築し、ブロックで課題やスキル・知識及び取組を共有し各担当者の能力の底上げを図るとともに、担当者が分担・協力して設定した課題や各支部固有の課題に対する分析を実施、実践に生かす。
- ・ 本部・支部における調査研究・分析の成果を内外に広く情報発信するため、「調査研究フォーラム」を開催するとともに、調査研究報告書の発行及び各種学会での発表を行う。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

②外部有識者を活用した調査研究成果の活用

- ・ 協会が保有している医療費・健診データ等について、居住地・業態等別の分析が可能という優位性を活かして外部有識者の知見を活用した調査研究を実施する。外部有識者が行う調査研究の円滑な実施のため、研究への助言等を行う。
- ・ 当該研究成果等を踏まえ、国への政策提言及びパイロット事業等を通じ、協会が実施する取組の改善や新たな事業の実施に向けた検討を進める（ガイドラインの策定等）。

【重要度：高】

調査研究事業を推進することにより得られるエビデンスに基づき、医療費適正化や健康づくり

等に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

③好事例の横展開

今後、協会全体で実施が必要となる取組や一部の支部で重点的な実施が必要となる取組などについて、一部の支部で取組を行い、取組結果の効果検証を行う。その内容を、他の支部に積極的に情報共有するとともに、効果的な事業手法を確立し、横展開を図る。

i) 本部主導型パイロット事業

・ 第5期アクションプランにおいて整理した本部主導型のパイロット事業の仕組みのもと、協会が取り組むべき課題として本部が設定したテーマについて、支部の取組結果をもとに効果的な手法を確立し、当該手法の横展開を図る。

ii) 保険者努力重点支援プロジェクト

・ データ分析や事業企画等を本部とプロジェクト対象3支部（北海道、徳島、佐賀支部）が連携して検討・実施する「保険者努力重点支援プロジェクト」の実施を通じ蓄積した分析手法や事業企画のノウハウの全支部への横展開を進める。また、同プロジェクトで既に実施している事業については、効果をさらに高めるための検討・改善を図りつつ、事業全体の評価を行う。

iii) 地域保険等と協働した事業（地域・職域連携）の推進

・ 職域保険である協会けんぽと地域保険である国民健康保険が協働して健康意識の啓発等を行うことにより、地域住民全体の健康度向上を目指す。

国民健康保険中央会及び都道府県国民健康保険団体連合会並びにモデル2市町（鳥取県東伯郡湯梨浜町及び佐賀県鳥栖市）と協働し、2023（令和5）年度末に開始した保健事業等に関するモデル事業（地域保険と連携し

たモデル事業)については、地域・職域連携の一層の推進に向けて、国民健康保険中央会等と連携し、モデル事業の更なる拡大を図りつつ、地域保険と協働して実施する事業のより効果的かつ効率的な手法やノウハウ、好事例の収集に努める。

【重要度：高】

医療費・健診データ等を用いた医療費の地域間格差の要因分析（課題の洗い出し）等の実施により得られるエビデンスに基づき、医療費上昇の抑制が期待できる事業に取り組むことは、協会の健全な財政運営を確保するとともに、効果的・効率的に事業を実施する観点から重要度が高い。

また、支部が地域保険と協働して事業を実施することは、被用者保険と地域保険の垣根を越えて連携することにより地域住民全体の健康度の向上に寄与しようとするものであり、その横展開を図ることの意義は大きい。

II) 健康づくり

①保健事業の一層の推進

- i) 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組
 - ・ 「特定健診・特定保健指導の推進」「重症化予防の対策」「コラボヘルスの取組」を柱とし、支部ごとに策定する第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）について、各年度の取組を着実に実施する。その際には、「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」のほか、情報系システム等の分析ツールを用いてPDCAサイクルを回し、取組の実効性を高める。
 - ・ なお、6か年間計画である第3期保健事業実施計画の前半最後の年度であることから、終了時点（令和11年度末）で6年後に達成する目標（健康課題を踏まえた検査値等の改善目標）を確実に達成できるよう中間評価を行い、後半期（令和9～11年）の実行計画をより実効性の高い計画とする。

- ii) 保健事業の充実・強化に向けた基盤整備

- ・ 支部において保健事業を担う専門職たる保健師の複数名体制を構築・維持するため、計画的かつ継続的な採用活動を実施する。
- ・ 保健師及び管理栄養士を中心とした人材の更なる資質向上を図るため、支部保健師に対し、全国研修やブロック単位による研修を充実させる。
- ・ 併せて、専門職以外の保健事業に携わる職員の研修内容の充実を図るとともに、保健グループ長等に対する研修を実施する。
- ・ 契約保健師及び管理栄養士が担うべき新たな役割を踏まえて、特定保健指導はもとより、支部の実情に応じて必要な保健事業の取組を進める。
- ・ 地域の実情に応じて、地方自治体や教育委員会等と連携しつつ、SDG s の視点を踏まえ、支部におけるノウハウ等も共有し、小学生等への健康教育に取り組む。

②特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な受診勧奨を実施する。また、実施率が大きく向上している支部の取組や他保険者の事例を収集し、効果的な取組を各支部に展開することで、実施率の向上に努める。
- ・ 被保険者に対する生活習慣病予防健診（特定健診の項目にがん検診の項目等を加えたもの）について、20・25・30歳の若年者への対象拡大に加え、人間ドック健診の創設も踏まえ、「顔の見える地域ネットワーク」を活用した受診勧奨等の取組を推進する。また、人間ドック健診の創設を契機として、健診機関数の拡大や各健診機関における協会加入者の受け入れ拡大に向けた働きかけも促進する。
- ・ 被扶養者に対する特定健診について、実施率の向上を図るため、市区町村との協定締結を進めるなど連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を進めるとともに、骨粗鬆症及びその予備群を早期に発見するための「骨粗鬆症検

診」、歯科疾患の早期発見・重症化予防を図るための「歯科検診」、緑内障等失明に繋がる重大な病気の早期発見のための「眼底検査」を集団健診時のオプション健診を活用し、予防の重要性に関する啓発を広く進める。

- ・ 事業者健診データの取得について、電子カルテ情報共有サービスを活用した事業者健診データの取得を推進するとともに、事業主・健診機関・協会（3者間）での提供・運用スキームのもとで、40歳未満も含めた事業者健診データが健診機関を通じて確実に協会に提供されるよう、関係団体等と連携し、事業主へのアプローチを強化する。

- ・ 健診体系の見直しとして2027（令和9）年度に実施する、被扶養者を対象とした生活習慣病予防健診及び人間ドック健診等について、円滑に実施できるよう準備を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数9人以下の中小企業が8割を超えており、1事業所当たりの特定健診対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定健診の受診に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ KPI：

- 1）健診実施者数（事業者健診データ取得者数を含む）を対前年度以上と

する

- 2) 生活習慣病予防健診実施率を 64.8%以上とする
- 3) 事業者健診データ取得率を 9.2%以上とする
- 4) 被扶養者の特定健診実施率を 32.9%以上とする

③特定保健指導実施率及び質の向上

i) 特定保健指導実施率の向上

- ・ 2022（令和4）年度に策定した標準モデルに沿った特定保健指導の利用案内（指導機会の確保を含む）の徹底を図る。
- ・ 健診・保健指導カルテ等を活用して、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効率的・効果的な利用勧奨を実施する。
- ・ 人間ドック健診の創設をはじめとした健診体系の見直しを契機とし、特定保健指導実施率が高い健診機関における創意工夫を記載した事例集等を活用し、特定保健指導の一層の実施率向上や健診機関の拡大を図る。
- ・ 質を確保しつつ外部委託の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して実施できるよう、健診当日の初回面談の実施をより一層推進するとともに、特定保健指導の早期実施に向けて、健康意識が高まる健診当日の働きかけを拡充する。
- ・ 特に、人間ドック健診において健診当日に特定保健指導の対象に該当した者については、着実に特定保健指導の実施に繋げる。
- ・ 遠隔面談等の ICT を活用する等、特定保健指導を実施しやすい環境づくりを推進し、対象者の利便性の向上を図る。

ii) 特定保健指導の質の向上

- ・ 第4期の特定保健指導における「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 cm・体重 2 kg

減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 cm・体重 1 kg減」をその他目標として設定する) に基づく成果を重視した特定保健指導を推進するとともに、特定保健指導の成果の見える化を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

協会の加入事業所は、被保険者数 9 人以下の中小企業が 8 割を超えており、1 事業所当たりの特定保健指導の対象者が少ないことに加え、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び事業主との距離が大きく、特定保健指導の実施に対する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

■ KPI：

- 1) 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする
- 2) 被保険者の特定保健指導実施率を 27.1%以上とする
- 3) 被扶養者の特定保健指導実施率を 20.7%以上とする

④重症化予防対策の推進

- ・ 血圧、血糖、脂質等に着目した未治療者への受診勧奨を着実に実施する。
- ・ 要精密検査・要治療と判断された者に対して、早期に医療機関への受診を促す効果的な取組方法についての整理を行う。
- ・ 胸部エックス線の検査項目において要精密検査・要治療と判断されながら、

医療機関への受診が確認できない者に対する受診勧奨を実施するとともに、他のがん検査項目における受診勧奨についても、実施に向けて検討を行う。

- ・ 従業員が治療を放置するリスクへの認識を深めるため、事業主に対し、関係団体や労働局等との連携を通じて意識の醸成を図る。
- ・ 糖尿病性腎症重症化予防事業について、これまでの取組効果等を踏まえ、引き続き、かかりつけ医等と連携した取組を実施する。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から重要度が高い。

■ KPI：血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から 10 か月以内に医療機関を受診した者の割合（※）を対前年度以上とする

（※）胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く

⑤コラボヘルスの推進

- ・ 健康宣言について、健康宣言事業所（以下「宣言事業所」という。）数の拡大とともに、宣言事業所における健康づくりの取組の質を担保するため、プロセス及びコンテンツの標準化（事業所カルテの活用及び健診受診率・特定保健指導実施率の目標値設定等の必須化）を図り、事業主と連携した加入者の健康づくりを推進する。
- ・ 地方自治体等と連携した取組について、都道府県や市区町村の健康増進計画等も踏まえ推進する。
- ・ 中小企業における健康づくりを推進するため、商工会議所等との協定締結を進めるとともに連携した取組を推進し、健康づくりの取組の充実を図る。
- ・ 若年期から高齢期までの生涯を通じた加入者の健康増進を見据え、40 歳未満も含めた医療費・健診データの分析に基づく地域や業態、年代別などの健

康課題（喫煙や運動、睡眠や女性の健康など）に着目した実効性のあるポピュレーションアプローチ等を検討・実施する。

・メンタルヘルス対策について、産業保健総合支援センター等と連携し、セミナーや出前講座等の取組を全支部において積極的に実施する。

【重要度：高】

超高齢社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示されている。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

■ KPI：健康宣言事業所数を110,000事業所（※）以上とする

（※）標準化された健康宣言の事業所数

Ⅲ）医療費適正化

①医療資源の適正使用

i) ジェネリック医薬品の使用促進

・協会のジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）は、2025（令和7）年3月診療分で89.1%と、80%以上の水準まで達している。協会全体でこの水準を維持・向上できるよう、引き続き、データ分析に基づき重点的に取り組む地域や年齢層を明確にした上で、地域の実情に応じた一層の使用促進に取り組む。また、ジェネリック医薬品の金額ベースの使用割合向上に向けて、データ分析による課題把握を行った上で更なる使用促進を図る。

・加入者にジェネリック医薬品について正確に理解いただけるよう、広報等に取り組む。

- ・ 医療機関や地域ごとに策定する医薬品の使用指針であるフォーミュラリについて、その導入状況等を踏まえ、地域の実情に応じてデータを活用した関係者への働きかけに取り組む。

ii) バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進

- ・ 国の方針（※1）を踏まえ、バイオシミラーの使用促進を図るため、医療費データをもとに、地域や医療機関別などの複数の分析軸でバイオシミラー使用状況を分析し、その分析結果をもとに医療機関や関係団体への働きかけを行う。

（※1）「2029（令和11）年度末までに、バイオシミラーに80%以上置き換わった成分数が全体の成分数の60%以上にすることを旨とする」

iii) 上手な医療のかかり方

- ・ 医療資源の適正使用の観点から、かかりつけ医・かかりつけ薬局を持つことの意義、時間外受診・はしご受診の問題点、セルフメディケーションの推進やリフィル処方箋の仕組みについて、加入者への周知・啓発を図る。

- ・ ポリファーマシー（多剤服用の有害事象）、抗菌薬の適正使用及び医療資源の投入量に地域差がある医療について、データ分析に基づき実態等を把握する。医療関係者との関係性を構築し、医療関係者への情報提供を行うとともに、加入者への周知・啓発を図る。

i) ~ iii) の取組については、「顔の見える地域ネットワーク」を最大限に活用して事業展開を図る。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%以上とする主目標並びにバイオ後続品に80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上と

する副次目標及び後発医薬品の金額シェアを 65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

また、上手な医療のかかり方を啓発することは、患者の金銭的な負担、時間的な負担、体力的な負担が軽減されるほか、医療機関、医療従事者への負担も軽減され、良質かつ適切な医療の効率的な提供に資することから、重要度が高い。経済財政運営と改革の基本方針 2025 で「医薬品の適正使用や後発医薬品の使用促進のみならず、医療費適正化の観点から、地域フォーミュラを普及する」ことが明記されたことから、フォーミュラの取組を進めることは重要度が高い。

【困難度：高】

ほぼすべての支部でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）が 80%を超えており、すでに非常に高い使用割合となっていることから、この水準を維持し、対前年度以上の使用割合とするためには、一層の努力が必要となる。また、国の副次目標で金額ベースの数値目標が新たに設定されたが、金額ベースの目標達成に向けては単に数量シェアを伸ばすだけではなく、データ分析の上、効果的なアプローチの検討が必要となる。さらに、バイオシミラーは、その特性や使用状況、開発状況や国民への認知度等がジェネリック医薬品とは大きく異なるため、バイオシミラー特有の事情を踏まえた使用促進策を検討し実施する必要があるとともに、医療関係者に働きかける際には、ジェネリック医薬品以上に医薬品の専門的な知識が必要となる。加えて、ジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進については、医薬品の供給不安など協会の努力だけでは対応できない事柄の影響を受けることとなるため、困難度が高い。

■ KPI：

1) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※ 2）80%以上を維持するとともに、協会全体でジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※ 2）を、年度末時点で対前年度以上とする。

(※2) 医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする

2) 協会全体でバイオシミラーに 80% (※3) 以上置き換わった成分数が全体の成分数に占める割合を対前年度 (※4) 以上とする

(※3) 数量ベース (※4) 成分数ベース

3) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、協会のジェネリック医薬品使用割合 (金額ベース) (※2) を対前年度以上とする。

②地域の医療提供体制等へのデータを活用した意見発信

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

・ 医療計画及び医療費適正化計画に掲げられた内容の着実な実施に向けて、都道府県の取組の進捗状況を把握しつつ、協会が保有する医療費・健診データの分析結果を活用し、他の保険者等とも連携して、積極的に意見発信を行う。

ii) 医療提供体制等に係る意見発信

・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会、健康増進計画に基づく健康づくりに関する都道府県の会議や医療費適正化に関する都道府県の会議において、協会が保有する医療費・健診データの分析結果 (医療費の地域差や患者の流出入状況等) や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

・ 都道府県において策定される新たな地域医療構想については、医療機関機能や外来医療、在宅医療、介護との連携等の検討事項に関して、保険者協議会を中心とした保険者間で連携し、地域医療構想調整会議において意見発信を行う。

iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

・ 協会の財政が今後厳しさを増すことが予想されることを踏まえ、医療保険部会

や中央社会保険医療協議会等の国の会議において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を積極的に行う。

- ・ また、持続可能な医療保険制度の構築に向けて、国に対し、関係団体とも連携しつつ、医療保険制度改革に係る要請を行う。

【重要度：高】

効果的・効率的な医療提供体制の構築や中長期的な視点による財政運営の実現に向けて、国や都道府県に対し、データを活用した意見発信を行うことは、日本最大の医療保険者として医療保険制度を将来にわたって安定的に引き継いでいくために不可欠な取組であり、重要度が高い。

③インセンティブ制度の実施及び検証

- ・ 2021（令和3）年度に見直しを行ったインセンティブ制度を着実に実施する。
- ・ 現行制度の枠組みのあり方に関する今後の見直しに向けて、インセンティブ制度に対する政府の方針、健康保険組合・共済組合における後期高齢者支援金加算・減算制度の実施状況等を勘案しつつ、検討に着手する。
- ・ 加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組みや意義を理解いただけるよう、周知広報を行う。

IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進

- ・ 協会の運営の持続可能性を維持するためには、医療費適正化の意義や健康づくり等の協会の取組内容について、加入者・事業主に正確に理解していただくことが必要である。
- ・ このため、統一的・計画的・効果的な広報の取組を強化し、協会として目指すべき広報の姿を示す「広報基本方針」に基づき、具体的な広報内容・広報スケジュールを提示する「広報計画」を策定し、実施する。

- ・ 具体的には、
 - ①加入者・事業主目線で、分かりやすく、アクセスしやすい広報を実施する
 - ②テーマに応じた多様な広報媒体や手法を組み合わせた効果的な広報を実施する
 - ③本部は統一的観点から、支部は地域・職域特性を踏まえ、連携して広報を実施する
 - ④評価・検証・改善のプロセス（PDCA サイクル）を回すことを基本姿勢とし、協会の財政状況や医療費適正化・健康づくり等の取組について、より積極的に発信し、加入者・事業主に一層の理解・協力を求めていく。
- ・ 「令和8年度本部広報計画」に基づき、特に、最重点広報テーマの「令和9年度保険料率改定」、「健診体系の見直し（現役世代への健診事業の拡充）」、「健康保険制度の意義や協会の役割等への共感が広がる環境づくり」、「電子申請・けんぽアプリの利用促進」について、加入者・事業主の一層の理解を得ていけるよう、広報内容や方法を工夫の上、本部・支部で一体的・積極的に広報を行う。
- ・ 本部においては、ホームページや全支部共通広報資材等の統一的に使用可能な各種広報ツールにより、全国で一律に周知すべき内容を中心とした広報を実施する。特に全面リニューアルを実施したホームページの安定運用に取り組むとともに、更なる利便性やわかりやすさの向上のため、利用者目線で改善を図る。
- ・ また、コミュニケーションロゴやタグライン（協会の役割や事業の特徴を効果的に発信するための短いフレーズ）を使用し、「協会けんぽ」の認知度向上やSDGsに資する活動を含めた協会の社会的役割の理解促進に取り組む。
- ・ 支部においては、広報テーマに応じた広報資材を活用するとともに、地域・職域特性を踏まえたきめ細かい広報及び地元メディアへの積極的な発信を行う。また、加入者へ直接届けられることができる媒体であるSNS（LINE）やけんぽアプリ、メールマガジンの活用に取り組む。
- ・ 健康保険委員の委嘱拡大に取り組むとともに、健康保険制度に関する相談

対応や従業員の健康づくり等について研修会等を通じて情報提供を行い、健康保険委員の活動を支えるほか、更なる活動の活性化に向けた取組について検討する。また、電子申請やけんぽアプリ利用者拡大に向け、健康保険委員を通じた広報を強化する。

■ KPI :

- 1) ホームページユーザー数（1日当たりホームページ訪問者数の合計）を対前年度以上とする
- 2) 全支部で SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う

V) 国際化対応

- ・ 増加する外国人労働者に対応するため、ホームページや各種記入の手引きを多言語化するとともに、電話や窓口による相談を多言語で対応できる体制とすることで、協会に加入する外国人の方に対して医療保険制度に関する必要な情報を母国語で提供できるよう整備を進めていく。
- ・ また、医療保険者として、日本の優れた社会保障制度や国民皆保険、予防医療のノウハウを、他国の医療保険者や政府関係者と共有するとともに、他国の先進的な事例について知見を得る。

(3) 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

I) 人事・組織

① 人事制度の適正な運用

- ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。
- ・ 次世代育成支援及び女性活躍の推進の視点も踏まえ、多様な人材が能力

や適性に応じた働き方ができるよう人事を推進する。

②新たな業務のあり方を踏まえた戦略的な人員配置

- ・ 支部の戦略的保険者機能の強化や本部機能の強化を図る観点から、人事異動等の機会をとらえて戦略的な人員配置を進める。

③更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。また、多様な人材の活躍を推進するための研修や支援を実施する。
- ・ その他、支部がそれぞれの課題等に応じた研修を行うほか、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。

④働き方改革の推進

- ・ 協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び事業主のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の実施を柱とした協会の働き方改革を推進する。
- ・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。

⑤風通しのよい組織づくり

- ・ 協会職員が共通の目的意識のもとに保険者機能の発揮に取り組むことが可能となるよう、本部・支部間や支部間の連携のより一層の強化に向けて、研修の際、討論の場を設けるなど、職員同士の様々な意見交換や情報交換の機会づくりに積極的に取り組み、課題の把握力及び解決力の強化に努める。
- ・ 社内報を通じて、本部・支部の取組などを共有し、組織内の情報発信の強化及びコミュニケーションの促進を図る。

⑥支部業績評価を通じた支部の取組の向上

- ・ 支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。

II) 内部統制等

①内部統制の強化

- ・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。
- ・ 的確な業務遂行のため本部・支部が自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。
- ・ 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。
- ・ 階層別研修や e ラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

②個人情報保護の徹底

- ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、全職員に個人情報の保護に関する研修を実施する。
- ・ 本部・支部において、定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。

③法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、全職員にコンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・ 本部・支部において、定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。
- ・ 本部・支部の相談窓口（外部のコンプラホットラインを含む。）に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。

④災害への対応

- ・ 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。
- ・ 業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。

⑤外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備

- ・ 事業所及び加入者の個人情報を確実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。

⑥費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。
- ・ 調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする

Ⅲ) システム対応

①協会システムの安定運用

- ・ 協会の基盤的業務（現金給付の支払い等）が停止することがないように、日々の運行監視やシステムメンテナンス業務を確実に実施する。
- ・ 2026（令和8）年1月のシステム基盤更改後も、各種サーバーやOSのバージョンアップ等の対応を適切に実施し、協会システムを安定稼働させる。

②制度改正等に係る適切なシステム対応

- ・ 2026（令和8）年に予定されている診療報酬改定等の制度改正に伴う

対応として、内外の関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、スケジュールを遵守して適切なシステムを構築する。

- ・ 被保険者及び被扶養者を対象とした健診体系の見直し及び重症化予防対策（保健事業の一層の推進に係る健診体系見直し）についても、適切なシステムを構築する。

③業務効率化を目指したシステムの更なる機能向上

- ・ 各業務システムについて、業務効率化の効果が最大限に得られるよう、システム上の懸案事項や課題を整理し、更なる機能向上を図る。
- ・ 令和8年1月に導入した電子申請サービスについて、利用者からの意見や利用状況の分析等により、利便性の向上を図るため必要なシステム対応を行う。

④中長期を見据えたシステム対応の実現

協会の DX の推進に向け、先進的なデジタル技術を活用した協会システムの導入を計画的に実施する。

i) けんぽアプリ

- ・ 「4,000 万人とつながるけんぽ DX」のプラットフォームとなるけんぽアプリについて、令和8年1月のバージョン0サービスイン後も、利用者の声や利用データの分析結果等に基づき、機能拡充の検討・実施を行う。
- ・ 令和10年以降にサービスインを予定しているバージョン1（健診案内のデジタル化、他）及びバージョン2（デジタルな健康手帳、他）について、加入者のサービス向上を目指した機能を提供できるよう、各部と連携し要件の詳細を検討する。

ii) 次期システム構想

- ・ 次期健康保険システムについて、最新のデジタル技術を利用したシステム基盤の刷新や AI を活用した業務変革の実現を目指し、最適かつ効率的な次期

システムを導入するためのシステム基盤等の機能の検討を行う。

- ・ 次期保健事業システムについて、加入者の行動変容や健康づくり活動の促進等、業務・サービス改善を実現するためのシステムの要件定義を行う。
- ・ 次期間接システムについて、現行システムの課題や改善点を解消し、併せて更なる業務効率化を実現するための要件定義に着手する。

【重要度：高】

協会における DX の推進は、協会内の業務効率化にとどまらず、加入者・事業主の利便性及びサービスの向上に繋がるものである。特に、けんぽアプリの開発・運用は、加入者と協会を直接繋ぐ新たなサービスであり、これを用いて、これまで以上により直接的なアプローチができることとなる。

また、協会で行う業務はシステムが必要不可欠となっていることから、次期健康保険システム、次期保健事業システム、及び次期間接システムの開発を、スケジュールを遵守しつつ、着実に進捗させることは、協会業務の基礎となるものであり、重要度が高い。

【困難度：高】

けんぽアプリの開発・運用については、加入者と協会を直接繋ぐサービスであり、確実に実施する必要がある。

次期健康保険システム、次期保健事業システム、及び次期間接システムの開発においては、高いセキュリティレベルを維持しつつ、先進的なデジタル技術等の導入の検討や検証を行う必要がある。

また、協会の基幹システムの一斉更改となるため、多数の関係事業者が関わることから、すべての事業者について進捗遅れや手戻り等が発生しないように調整・連携しながら、確実な進捗管理を行う必要がある。

これらの対応を並行して実施していく必要があることから、困難度が高い。

令和8年度事業計画 KPI 一覧表

1. 基盤的保険者機能の盤石化

具体的施策	KPI	参考：令和6年度末
Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上 ② サービス水準の向上	1) サービススタンダードの達成状況を100%とする 2) サービススタンダードの平均所要日数7日以内を維持する 3) 現金給付等の申請書類に係る窓口での受付率を対前年度以下とする	1) 100.0% 2) 【新設】 (令和7年度からKPIとして設定) 3) 【新設】 (令和7年度からKPIとして設定)
Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上 ④ レセプト点検の精度向上	1) 協会のレセプト点検の査定率(※)について対前年度以上とする (※) 査定率 = 協会のレセプト点検により査定(減額)した額 ÷ 協会の医療費総額 2) 協会の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする	1) 0.131 2) 9,908円
Ⅱ) 業務改革の実践と業務品質の向上 ⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	返納金債権(診療報酬返還金(不当請求)を除く。)の回収率を対前年度以上とする	66.2%

2. 戦略的保険者機能の一層の発揮

具体的施策	KPI	参考：令和6年度末
Ⅱ) 健康づくり ② 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	1) 健診実施者数(事業者健診データ取得者数を含む)を対前年度以上とする 2) 生活習慣病予防健診実施率を64.8%以上とする 3) 事業者健診データ取得率を9.2%以上とする	1) 【新設】 (令和7年度からKPIとして設定) 2) 58.4% 3) 7.2%

	4) 被扶養者の特定健診実施率を32.9%以上とする	4) 29.4%
Ⅱ) 健康づくり ③特定保健指導実施率及び質の向上	1) 特定保健指導実績評価者数を対前年度以上とする 2) 被保険者の特定保健指導実施率を27.1%以上とする 3) 被扶養者の特定保健指導実施率を20.7%以上とする	1) 【新設】 (令和7年度からKPIとして設定) 2) 20.3% 3) 17.1%
Ⅱ) 健康づくり ④重症化予防対策の推進	血圧、血糖、脂質の未治療者において健診受診月から10か月以内に医療機関を受診した者の割合(※)を対前年度以上とする (※)胸部エックス線の検査項目に基づく受診勧奨における医療機関受診率を除く	【新設】 (令和7年度からKPIとして設定)
Ⅱ) 健康づくり ⑤コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数を110,000事業所(※)以上とする (※)標準化された健康宣言の事業所数	105,343事業所
Ⅲ) 医療費の適正化 ①医療資源の適正使用	1) 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、全支部において、ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)(※2)80%以上を維持するとともに、協会全体でジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)(※2)を、年度末時点で対前年度以上とする。 (※2)医科、DPC、歯科、調剤レセプトを対象とする 2) 協会全体でバイオシミラーに80%(※3)以上置き換わった成分数が全体の成分数に占める割合を対前年度(※4)以上とする (※3)数量ベース (※4)成分数ベース 3) 医薬品の安定的な供給を基本としつ	1) 47支部 2) 【新設】 (令和7年度からKPIとして設定) 3) 【新設】

	つ、協会のジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を対前年度以上とする。	（令和7年度からKPIとして設定）
IV) 広報活動や「顔の見える地域ネットワーク」を通じた加入者等の理解促進	<p>1) ホームページユーザー数（1日当たりホームページ訪問者数の合計）を対前年度以上とする</p> <p>2) 全支部で SNS（LINE 公式アカウント）を運用し、毎月2回以上情報発信を行う</p> <p>3) 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を前年度以上とするとともに、委嘱事業所数の拡大にも取り組み、委嘱事業所数を対前年度以上とする</p>	<p>1) 【新設】</p> <p>2) 【新設】</p> <p>3) 54.2%</p>

3. 保険者機能の強化を支える組織・運営体制等の整備

具体的施策	KPI	参考：令和6年度末
II) 内部統制等 ⑤ 費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、15%以下とする	9.9%

事業計画（船員保険事業関係）

I. 令和8年度の船員保険運営の基本方針

協会の理念（基本使命・基本コンセプト）を踏まえた上で、「船員保険事業を通じ、わが国の海運と水産を支える船員と家族の皆様の健康と福祉の向上に全力で取り組む」という基本的な考え方に立って、加入者や船舶所有者の意見を反映した、自主自律かつ公正で効率的な事業運営に取り組む。

船員労働の特殊性に応じた事業ニーズを十分踏まえつつ、保有するデータを活用して、効果的・効率的に事業運営を行い、その結果について KPI（重要業績評価指標）による検証等を実施する。

深刻化する船員不足に対応し将来にわたって安定的に船員を確保していくための環境整備等を行うため、2025（令和7）年5月には船員法等の一部を改正する法律が公布された。こうした中、保険者として船員の健康づくりを推進し職場環境の向上に寄与することを通じて、人材確保を側面から後押ししていくことの重要性はますます高くなっており、国土交通省、水産庁、経済産業省、厚生労働省等の関係省庁や関係団体と連携し、引き続き各種施策を強力的に推進する。

2026（令和8）年1月にサービスイン（稼働開始）した新たな船員保険システムを安定稼働させ、適正かつ効率的な基盤的業務を確保することで加入者サービスの向上、保険者としての基盤的業務の強化等を図る。

事業運営に当たっては、船員保険協議会における十分な議論などを通じて、船員関係者のご意見を適切に反映する。

II. に掲げる主な重点施策の実施方針は、以下のとおりとする。

（1） 基盤的保険者機能については、新たな船員保険システムを安定稼働させ、レセプトや現金給付の審査支払を適正かつ効率的に行うことにより、加入者に良質

なサービスを確実に提供する。同時に医療費の適正化などを通じて保険者としての健全な財政運営に努めるとともに、福祉事業を着実に実施することにより、船員の健康づくりに寄与する。また、DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進・国際化への対応による加入者の利便性向上を図る。

（２） 戦略的保険者機能については、第３期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第４期特定健康診査等実施計画に着実に取り組み、船舶所有者と連携して実施する「船員の健康づくり宣言」を中心に船員の健康確保に向けた取組を推進する。

また、船員の特殊性を考慮し様々な広報媒体や手法を組み合わせ、効果的に広報を実施するとともに、加入者や船舶所有者にとって身近な存在であり、SDG sにも資する医療保険者としての協会の社会的役割や取組についてもわかりやすく伝える。

さらに、船員健康づくりサポーターを拡大すること、ジェネリック医薬品使用促進の働きかけを行うこと等により加入者や船舶所有者の利益の実現を図っていく。

（３） 組織・運営体制については、保険者機能の更なる強化・発揮のため、人材育成、人事制度の適正運用等を踏まえた組織基盤の整備・強化を図るとともに、内部統制・リスク管理を強化する。

また、新たな船員保険システムの安定稼働を確保し、制度改正等に対し適切な対応を行う。

Ⅱ. 主な重点施策

（１）基盤的保険者機能

① 健全な財政運営の確保

- ・ 船員保険協議会において丁寧な説明をしつつ、中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。

【重要度：高】

船員保険は、わが国の海運及び水産を支える船員及び家族、船舶所有者からなる唯一の保険者であり、船員保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

② **正確かつ迅速な業務の実施**

- ・ サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10 営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ 100%の達成を目標に着実に実施する。
- ・ 職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。

③ **適正な保険給付の確保**

- ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する加入者への文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。
- ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。
- ・ 被扶養者資格の再確認について、引き続き、マイナンバーを活用した事前調査により対象者を絞り込み、加入者・船舶所有者の負担軽減を図る。また、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、効率的な再確認を実施するとともに、未提出事業所に対する勧奨により、被扶養者資格の再確認を徹底する。

④ **効果的なレセプト点検の推進**

- ・ レセプトの資格点検業務、外傷点検業務を着実かつ確実に実施し、医療費の適正化に取り組む。
- ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金における審査傾向や査定実績等を注視しつつ外部委託事業者と協議を重ね、内容点検効果の高いレセプトを優先的かつ重点的に審査する。
- ・ 社会保険診療報酬支払基金に対して、再審査請求理由を明確に示すことに努める。

■ KPI : 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする

(※) 被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = (レセプト点検により査定(減額)した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額) ÷ 被保険者数

⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化

- ・ システムによる債権管理により、収納確認から催告業務に至る一連の処理を効率的かつ確実に実施する。
- ・ 資格喪失後受診の返納金債権等について、全件調定及び納付書の速やかな送付を徹底する。
- ・ 保険者間調整を積極的に活用するとともに、文書催告、弁護士等と連携した催告、支払督促等の法的手続きを厳格に実施し、債権回収率の向上を図る。
- ・ オンライン資格確認やレセプト振替・分割による無資格受診の発生抑止効果をより向上させるため、資格喪失時の届出について、船舶所有者から早期かつ適正な届出が行われるよう、日本年金機構等と連携し、周知広報を行う。

併せて、資格確認書が交付されている場合は、資格喪失届等に添付していただくよう周知広報を行う。

【困難度：高】

返納金債権の大半を占める資格喪失後受診に係る債権については、社会保険診療報酬支払基金（原審査）によるレセプト振替サービス※1 が着実に拡充しており、保険者間調整※2 に係る債権回収の減少が見込まれるため、KPI を達成することは、困難度が高い。

また、船員保険の債権総額は小規模であるため、特に高額債権の回収の有無が回収率に大きく影響を及ぼす状況にある。さらに、船員の働き方の特性として、乗船中一定期間は陸上を離れることから、催告が迅速な納付行動に結びつかない背景もあり、KPI を達成することは、困難度が高い。

※1 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振り替える仕組み。

※2 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険（資格が有効な保険者）とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。協会としては、債権を確実に回収できるメリットがある。

- KPI : ① 現年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする
- ② 過年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする

⑥ DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進

i) マイナ保険証による保険診療等の周知徹底

・引き続きマイナ保険証について、利用率等のデータ分析結果を踏まえて、効果的に、加入者・船舶所有者に対してマイナ保険証の利便性や利活用の推

進に係る広報を行うとともに、資格確認書の説明や医療機関等の受診方法等の周知を行う。

- ・ マイナンバーが未登録の加入者に対して、船舶所有者を通じた効果的なマイナンバー登録勧奨を実施する。
- ・ マイナンバーは登録されているが、協会保有の情報と住民基本台帳上の情報と一致しない加入者に対して効果的な本人照会を実施する。
- ・ 船員労働の特殊性も踏まえ、関係者と連携した制度に係る広報や資格確認書の円滑かつ可及的速やかな発行等に取り組む。
- ・ 全ての加入者が適切な保険診療を効率的かつ支障なく受けられるよう、マイナ保険証利用の登録をしていない加入者に対して、適切に資格確認書を発行する。
- ・ マイナンバーを活用したサービス向上及び業務効率化を検討する。
- ・ 電子処方箋については、重複投薬の防止など、良質かつ効率的な医療の提供に繋がることから、加入者・船舶所有者にその意義を理解いただけるよう、様々な広報媒体を活用し、周知する。

ii) 電子申請等の周知

- ・ 加入者の利便性の向上や負担軽減の観点から、2026（令和8）年1月にスタートした電子申請等について船舶所有者・加入者等に対して周知広報を行う。

【重要度：高】

マイナ保険証による医療機関等受診により、過去の診療情報や薬剤情報、特定健診結果などが医師・薬剤師において把握できるなどより良い医療につながる。また、電子申請については、加入者の利便性向上に寄与するなど重要度が高い。

⑦ 制度の利用促進

- ・ 高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。
- ・ 職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。
- ・ 下船後の療養補償について、被保険者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を協会に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。

- KPI : ① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、過去3年度の平均値以上とする
- ② 職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合について、過去3年度の平均値以上とする

⑧ 福祉事業の効果的な実施

- ・ 船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業が、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所としての役割を果たしていくため、当事業の質の向上を図るとともに、広報を通じた認知度の向上に取り組み、船員労働の実情に即した事業運営となるよう、引き続き検討を進める。
- ・ 保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇及び健康づくりのため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。

【重要度：高】

無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業は、船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を担っており、陸から隔絶された船上で就労する被保険者の安全・安心の拠り所となる取組となるため重要度が高い。

⑨ サービス向上のための取組

- ・ 加入者・船舶所有者からの相談・照会に対応できるようコールセンターを設置する。
- ・ コールセンターによる相談で多言語化対応を行うとともに、各種記入の手引きの多言語化を検討するなど、国際化への対応を進める。
- ・ マイナ保険証の問い合わせに対し、専門的に対応する体制を整え、加入者の利便性の向上を図る。
- ・ 加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、そのほかのニーズも踏まえて、サービス向上委員会において対応策を検討する等、更なるサービス向上を図る。

(2) 戦略的保険者機能

- ① 6年計画である第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び第4期特定健康診査等実施計画について、3年度目の取組を着実に実施する。

i) 特定健康診査等の推進

(健診内容等の拡充)

- ・ 若年層を対象とした節目健診（20歳・25歳・30歳）を創設するとともに、検査項目の追加等（骨粗鬆症検査を40歳以上の女性を対象に実施、子宮頸がん検査の対象年齢を40歳以上から20歳以上へ引下げ）、被扶養者に対する健診の充実（生活習慣病予防健診の対象年齢を40歳以上から35歳以上へ引下げ）、前立腺がん検査の自己負担を無料化する等、健診事業の一層の充実を図る。

(生活習慣病予防健診)

- ・ 協会支部とも連携しつつ、生活習慣病予防健診実施機関（船員手帳の健康証明ができる医師）の拡充に向けた取組を実施する。
- ・ 健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、加入者のニーズ（場所、時間帯など）に基づく、健診車を活用した巡回健診を拡充する。
- ・ 基本的な健診項目にがん検診がセットで提供されること等に関する情報について効果的な広報活動を行う。また、未受診者には生活習慣病予防健診の具体的なメリットを丁寧に説明し、受診を積極的に勧奨する。

(船員手帳健康証明書データ取得)

- ・ 引き続き船舶所有者へ国土交通省と連携した提供依頼を行い、提出の促進を図る。また、健康証明書データの取得に協力いただける各種関係団体とも連携し、提出率の向上を図る。
- ・ 国土交通省が検討している健康証明書様式の見直し（現行の3枚→1枚）の動向を踏まえ、船舶所有者の事務負担軽減を図り、より円滑にデータ取得ができる運用方法について検討する。

(被扶養者の特定健診)

- ・ 被扶養者の特定健診について、地方自治体及び支部との密接な連携を図り、がん検診との同時受診を推進する等により健診受診の機会を拡充する。
- ・ 健診受診の必要性を周知するための広報活動を強化するとともに、未受診者の特性に応じたセグメント別の受診勧奨を行い、健診受診が習慣となるよう意識の醸成を図る。

【重要度：高】

船員保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和11）年度の目標値（70%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

船員が多く居住している地域には、人口の少ない地域が含まれるため、生活習慣病予防健診の指定機関が自宅近隣に存在しないケースが多い。さらに、これらの地域は医療機関の数自体が限られているため、新たに指定機関を拡大することも困難な状況となっており、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、船員保険の船舶所有者は被保険者数が9人以下の中小規模の船舶所有者がおよそ8割を占めており、1船舶所有者あたりの特定健診対象者が少ないことに加えて、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び船舶所有者との距離が大きく、特定健診の受診に関する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を53.0%以上とする
- ② 船員手帳健康証明書データ取得率を21.0%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を36.0%以上とする
- ④ 健診実施者数の対前年度増減率を健診対象者数の対前年度増減率以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

- ・ 健診実施機関に対し、健診、保健指導を一体的に実施できる体制の構築を促進するため、健診当日における初回面談の実施を一層推進する。
- ・ 特定保健指導利用券発送後、電話による利用勧奨を行う。また、これらのプロセスを通じて利用傾向を把握し、利用環境の改善につなげる機会とする。

- ・ ICT を活用した特定保健指導について、改善効果に十分に留意しつつ、その活用を一層促進し、受診者の利便性向上を図る。
- ・ 2024（令和 6）年度から開始された第 4 期特定健診・特定保健指導において、「評価体系の見直し」（特定保健指導の実績評価にアウトカム指標が導入され、主要達成目標を「腹囲 2 センチかつ体重 2 キロ減」とし、生活習慣病予防につながる行動変容や「腹囲 1 センチかつ体重 1 キロ減」をその他目標として設定する）に基づく成果を重視した特定保健指導を推進する。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者の QOL の向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2029（令和 11）年度の目標値（30%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

船員の勤務形態には、乗船中一定期間陸上から離れることや、船員法に基づく厳格な労働時間管理（当直を含む）および休息時間の運用が求められる特殊な労働環境が含まれている。このため、保健指導を受ける機会の調整が難しく、保健指導につながりにくい状況となっていることから、KPI の達成は難しく、困難度が高い。

また、船員保険の船舶所有者は被保険者数が 9 人以下の中小規模の船舶所有者がおおよそ 8 割を占めており、1 船舶所有者あたりの特定保健指導の対象者が少ないことに加えて、健康保険組合等と異なり保険者と加入者及び船舶所有者との距離が大きく、特定保健指導の実施に関する理解が得られにくい等、効率的な事業の実施が難しい状況である。そのような中で、国が示す目標値の達成に向けて着実に実施率を向上させることは、困難度が高い。

- KPI : ① 被保険者の特定保健指導実施率を 22.0%以上とする

- ② 被扶養者の特定保健指導実施率を 27.0%以上とする
- ③ 特定保健指導実施者数の対前年度増減率を特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上とする

iii) 加入者の健康意識向上に対する支援

- ・ 生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。また、より効果的な情報提供ができるよう当該取組の効果検証を実施する。
- ・ 加入者自身やその家族の心身の健康等について、いつでも気軽に相談できる窓口として電話健康相談サービスを提供する。
- ・ 自身の健診結果閲覧、健康記事の閲覧、協会からのお知らせ閲覧といった機能を有する船員保険健康アプリを着実に運用するとともに、健診受診者に対する登録勧奨等を行い、当該アプリの登録者数の拡大を図る。

■ KPI : 船員保険健康アプリの登録者数を 3,400 人以上とする

iv) 加入者の禁煙に対する支援

- ・ 禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。
- ・ オンライン禁煙プログラム参加者の健診データ等を分析し、喫煙者に対して効果的な禁煙勧奨通知を送付する。
- ・ 「たばこの害」に関する認知度向上の施策を実施する。特に漁船については、関係省庁や漁業協同組合等関係団体との連携を図る。

【重要度：高】

オンライン禁煙プログラムの推進は、生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者の QOL の向上を図る観点から重要である。また、船員保険加入者の喫煙率は健康保険組合加入者よりも高く、国の成長戦略の一つとして保険者の実施が義務付けられているデータヘルス計画に含まれており、重要度が高い。

- KPI : オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を 100 人以上とする(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)

v) 船舶所有者等の健康意識向上に対する支援

- ・ 船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した「健康度カルテ」を提供する。
- ・ 若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校の学生を対象に、船員養成校からの要望を踏まえつつ、専門の講師による特別講義を着実に開催する。
- ・ 運動、食事、メンタルヘルス、歯の健康等、船上での健康づくりに役立つ広報物等を船舶所有者へ提供する。

vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進

- ・ 国土交通省、水産庁、経済産業省、厚生労働省等と連携し、「船員の健康づくり宣言」の浸透を進め、また、支援メニューの拡充を図ることで自社船員の健康づくりに関する船舶所有者の取組を支援するとともに、船舶所有者訪問等により参加船舶所有者数の拡大を図る。

【重要度：高】

急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少によって、あらゆる産業において働き手不足への対策が急務である中、我が国の船員については、近年、有効求人倍率が大きく上昇す

るなど、その不足がより深刻化している。深刻化する船員不足に対応し将来にわたって安定的に船員を確保していくため、保険者として船員の健康づくりを推進し職場環境の向上に寄与することを通じて人材確保を側面から後押ししていくことの重要性が高まっている。また、日本健康会議の宣言において「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を15万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

【困難度：高】

船員の健康管理については、健康証明書を通じた船員個人による健康管理が中心であったため、船舶所有者が船員の健康管理及び健康づくりを行うという意識や関心が薄い船舶所有者が多い状況は2019（令和元年）度及び2023（令和5年）度の加入者アンケート結果において同様であり、コラボヘルスに参加する船舶所有者を増やすことは、困難度が高い。

- KPI：「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度60社以上とする

※ 第3期保健事業実施計画（データヘルス計画）の目標値
（2029（令和11）年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数550社以上）を達成するため毎年度60社以上の増加を目指す。

② ジェネリック医薬品等の使用促進

- ・ ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けて、数量ベース、金額ベースの使用割合の数値目標を踏まえ、ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等の広報を実施する。
- ・ バイオシミラー（バイオ後続品）の使用促進について、引き続き船員保険における実態等を調査するとともに、加入者に対してバイオシミラーについて周知広報を行う。

【重要度：高】

国の後発医薬品にかかる新目標として、「2029（令和11）年度末までに、医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを全ての都道府県で80%とする主目標並びにバイオシミラーに80%以上置き換わった成分数を全体の成分数の60%以上とする副次目標及び後発医薬品の金額シェアを65%以上とする副次目標」が定められており、協会としてジェネリック医薬品及びバイオシミラーの使用促進の取組を進めることは、国の目標達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI : ① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）（※1）を年度末時点で対前年度以上とする
- ② 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）（※2）を年度末時点で対前年度以上とする

（※1） 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。下記の式により算出。

$$\frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品がある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}}$$

（※2） 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。下記の式により算出。

$$\frac{\text{〔後発医薬品の金額〕}}{\text{〔後発医薬品がある先発医薬品の金額〕} + \text{〔後発医薬品の金額〕}}$$

③ 情報提供・広報の充実

- ・ 透明性の高い事業運営及びマスメディアを活用した広報の強化を図るため、船員保険事業に係るプレスリリースや業界新聞への取材依頼等を積極的に実施する。
- ・ 幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。
- ・ 年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。
- ・ 関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。
- ・ 全面リニューアルしたホームページについて、利用者目線に立ち、掲載内容等工夫し、更に利便性やわかりやすさを向上させる。
- ・ メールマガジン及び船員保険健康アプリによるお知らせ配信の内容を充実し、利用者をより一層拡大する。
- ・ 船員の健康づくりに船舶所有者と一緒に取り組む船員健康づくりサポーターを増やし、船員の健康づくりに関する情報等を浸透させる。
- ・ 船舶所有者に対し直接的に広報を実施する手段としてニーズを踏まえたオンラインによる事務説明会を適宜開催する。
- ・ 外国人船員に対応するため、ホームページや広報物等において多言語での情報提供に努める。

- KPI : ① ホームページ閲覧者数（1日当たりホームページを訪れた人数）を対前年度以上とする
- ② 船員保険健康アプリを活用し、毎月情報発信を行う
- ③ 船員健康づくりサポーターの委嘱者数を対前年度以上とする

④ 調査・研究の推進

- ・ 令和7年度に実施した睡眠に関する基礎分析をもとに、睡眠とメンタルヘルス、生活習慣病に関する分析や実態調査等を行い、次年度以降の事業展開に向けた検討を行う。

(3) 組織・運営体制の強化

① 人事制度の適正な運用

- ・ 目標に対する実績や発揮された能力に基づく人事評価の結果を適正に処遇に反映することで実績や能力本位かつ適材適所の人事を推進する。

② 更なる保険者機能の発揮に向けた人材の育成

- ・ 保険者機能を一層発揮するため、職員のキャリア形成を計画的かつ効果的に行う観点から、職場では業務経験を通じて職員の成長を促し、また、役職に応じた階層別研修及び業務遂行上必要となる専門的なスキル等を習得する業務別研修を組み合わせて実施することで組織基盤の底上げを図る。
- ・ 加えて、更なる保険者機能の発揮に必要となる能力を兼ね揃えた人材を育成するため、研修の体系や内容等の見直しを引き続き検討する。
- ・ その他、受講者参加型のオンライン研修やeラーニングにより多様な研修機会の確保を図る。また、通信教育講座による自己啓発に対する支援を行う。

③ 働き方改革の推進

- ・ 協会の職員にとって健康で働きやすい職場環境を整備し、加入者及び船舶所有者のための業務に効率的に取り組めるよう、健康経営の推進、次世代育成支援及び女性活躍の推進、福利厚生の実充を柱とした協会の働き方改革を推進する。

- ・ 具体的には、病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立支援、ハラスメント防止やメンタルヘルス対策等の取組を進める。
- ・ また、法律に基づき協会が策定した一般事業主行動計画に沿って、多様な人材が活躍できる職場環境づくりに取り組む。

④ 風通しのよい組織づくり

- ・ 社内報を通じて、本部・支部の取組などを共有し、組織内の情報発信の強化及びコミュニケーションの促進を図る。

⑤ 内部統制の強化

- ・ リスクの発生の抑制及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図るため、業務遂行の阻害となるリスクの網羅的な洗い出し、分析、評価、対策の検討等の取組を進める。
- ・ 的確な業務遂行のため自ら実施する点検について、実効性を高める取組を推進する。
- ・ 適正かつ効率的に業務を遂行するため、多岐にわたる規程、細則、マニュアル等を点検し、体系的に整備を進める。
- ・ 階層別研修やeラーニングの活用等により、職員が協会の内部統制やリスク管理の重要性について理解した上で常に高い意識を持って業務遂行できるよう意識啓発を図る。

⑥ 個人情報保護の徹底

- ・ 保有する個人情報の漏洩等を防止し、厳格に管理するため、個人情報の保護に関する研修を実施する。
- ・ 定期的なリスク管理委員会の開催を通じて個人情報保護管理体制等について検討を行い、個人情報の保護の徹底を図る。

⑦ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）の徹底

- ・ 協会の社会的信頼の維持及び業務の公正性の確保に資するため、コンプライアンスに関する研修等を実施することにより、職員一人ひとりのコンプライアンス意識の向上を図る。
- ・ 定期的なリスク管理委員会の開催を通じてコンプライアンスの推進について検討を行い、各々の課題に即した取組を実施する。
- ・ 本部・支部の相談窓口（外部のコンプラホットラインを含む。）に通報・相談のあった内容について、速やかに対応し、必要な是正措置を講じる。また、相談窓口の周知及び制度に関する研修を継続的に実施しつつ、運用の問題点等を適切に把握し、その改善に努める。

⑧ 災害等への対応

- ・ 大規模自然災害等に備え、定期的に緊急時の連絡体制等を確認し、訓練や研修を実施する。
- ・ 業務継続計画書（BCP）など各種マニュアル等について必要な見直しを行う。

⑨ 外的環境の変化に対応した情報セキュリティ体制の整備

- ・ 事業所及び加入者等の個人情報を実実に保護するため、情報セキュリティ体制を維持しつつ、情報通信技術の高度化、サイバー攻撃の多様化・巧妙化など、環境の変化に応じた継続的な技術的・人的対策を図る。

⑩ 費用対効果を踏まえたコスト削減等

- ・ サービス水準の確保に留意しつつ全職員が適切なコスト意識を持って、競争入札や全国一括入札、消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等を引き続き行い、経費の節減に努める。

- ・ 調達に当たって、少額随意契約の基準額を超える調達は一般競争入札を原則とする。また、高額な随意契約を行う場合は、調達審査委員会において調達内容、調達方法、調達に要する費用の妥当性の審査をするとともに、ホームページに調達結果等を公表し、透明性を確保する。
- ・ 更に、調達における競争性を高めるため、一者応札案件については、入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施するなどにより、案件数の減少に努める。
- ・ また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

⑪ システム関連の取組

- ・ 新たな船員保険システムの安定稼働を確保し、加入者サービスの向上、業務の効率化、事務処理誤りの防止及びコストの軽減等を図る。
- ・ 法律改正、制度改正に対し、関係各所と調整しながら確実な要件定義を行い、適切なシステムを構築する。

令和8年度事業計画（船員保険事業関係） KPI 一覧表

（1）基盤的保険者機能

具体的施策	KPI	現状
④ 効果的なレセプト点検の推進	被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額を過去3年度の平均値以上とする （※）被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額 = （レセプト点検により査定（減額）した額 - レセプト内容点検の外部委託に要した額） ÷ 被保険者数	令和5年度末：226.8円 令和6年度末：194.4円
⑤ 債権管理・回収と返納金債権発生防止の強化	① 現年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする ② 過年度の返納金債権の回収率について、過去3年度の平均値以上とする	① 令和4年度末：67.5% 令和5年度末：87.6% 令和6年度末：84.2% 上記3年度の平均値：79.8% ② 令和4年度末：16.0% 令和5年度末：13.7% 令和6年度末：6.4% 上記3年度の平均値：12.0%
⑥ 制度の利用促進	① 高額療養費の勧奨に占める申請割合について、過去3年度の平均値以上とする。 ② 職務上の上乘せ給付等の勧奨に占める申請割合について、過去3年度の平均値以上とする	① 令和4年度末：81.5% 令和5年度末：84.1% 令和6年度末：81.7% 上記3年度の平均値：82.4% ② 令和4年度末：84.2% 令和5年度末：84.7% 令和6年度末：87.0% 上記3年度の平均値：85.3%

(2) 戦略的保険者機能

具体的施策	KPI	現状
① i) 特定健康診査等の推進	① 生活習慣病予防健診受診率を53.0%以上とする ② 船員手帳健康証明書データ取得率を21.0%以上とする ③ 被扶養者の特定健診受診率を36.0%以上とする ④ 健診実施者数の対前年度増減率を健診対象者数の対前年度増減率以上とする	① 令和6年度末：48.4% ② 令和6年度末：15.9% ③ 令和6年度末：30.8% ④ 令和6年度末 (生活) 実施者 0.52%減 > 対象者 0.65%減 (特定) 実施者 2.80%減 > 対象者 5.13%減
① ii) 特定保健指導の実施率の向上	① 被保険者の特定保健指導実施率を22.0%以上とする ② 被扶養者の特定保健指導実施率を27.0%以上とする ③ 特定保健指導実施者数の対前年度増減率を特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上とする	① 令和6年度末：14.5% ② 令和6年度末：26.9% ③ 令和6年度末 (被保) 実施者 4.93%減 < 対象者 0.75%減 (被扶) 実施者 3.13%増 > 対象者 0.41%減
① iii) 加入者の健康意識向上に対する支援	船員保険健康アプリの登録者数を3,400人以上とする	新設

① iv) 加入者の禁煙に対する支援	オンライン禁煙プログラム参加者におけるプログラム終了者を100人以上とする(ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)	令和6年度末: 67人
① vi) 船舶所有者とのコラボヘルスの推進	「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の増加数を対前年度60社以上とする ※ 第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)の目標値(令和11年度の「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者数550社以上)を達成するため毎年度60社以上の増加を目指す。	令和6年度: 85社増
② ジェネリック医薬品の使用促進	① 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)(※1)を年度末時点で対前年度以上とする ② 医薬品の安定的な供給を基本としつつ、ジェネリック医薬品使用割合(金額ベース)(※2)を年度末時点で対前年度以上とする (※1) 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。〔後発医薬品の数量〕/ (〔後発医薬品がある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕) で算出。 (※2) 医科、DPC、調剤、歯科における使用割合。〔後発医薬品の金額〕/ (〔後発医薬品がある先発医薬品の金額〕+〔後発医薬品の金額〕) で算出。	① 令和6年度末: 90.6% ② 令和6年度末: 71.5%
③ 情報提供・広報の充実	① ホームページ閲覧者数(1日当たりホームページを訪れた人数)を対前年度以上とする ② 船員保険健康アプリを活用し、毎月情報発信を行う ③ 船員健康づくりサポーターの委嘱者数を対前年度以上とする	① 新設 ② 毎月発信 ③ 令和6年度末: 284名

予算

1. 予算総則

令和 8 事業年度における全国健康保険協会の予算総則は次のとおりとする。

(1) 収入支出予算

全国健康保険協会の令和 8 事業年度の収入及び支出は「収入支出予算」に掲げるとおりとする。

(2) 債務負担行為

全国健康保険協会の財務及び会計に関する省令（以下「省令」という。）第 8 条により債務を負担する行為をすることができるものは、次のとおりとする。

事 項	限度額(百万円)	年 限	理 由
システム経費	46,006	令和 8 年度以降 4 か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため
賃貸借経費	2,405	令和 8 年度以降 6 か年度以内	複数年度にわたる賃貸借契約を締結する必要があるため
事務機器等リース経費	74	令和 8 年度以降 6 か年度以内	複数年度にわたるリース契約を締結する必要があるため
業務委託経費	24,109	令和 8 年度以降 6 か年度以内	複数年度にわたる業務委託契約を締結する必要があるため
保険契約に係る経費	1	令和 8 年度以降 2 か年度以内	複数年度にわたる保険契約を締結する必要があるため
事務用品等購入経費	665	令和 8 年度以降 4 か年度以内	複数年度にわたる契約等を締結する必要があるため

(3) 流用等の制限

流用等の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 9 条第 2 項の規定に基づき指定する経費は、業務経費及び一般管理費とする。

なお、健康保険勘定と船員保険勘定間における流用は行うことができないものとする。

(4) 繰越制限

翌事業年度への繰越の際の厚生労働大臣の承認の対象となる経費として省令第 10 条第 1 項ただし書の規定に基づき指定する経費は、人件費及び福利厚生費とする。

2. 収入支出予算（令和8年4月1日～令和9年3月31日）

〔健康保険勘定〕

（単位：百万円）

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	13,066,404
任意継続被保険者保険料	63,433
国庫補助金	1,175,673
国庫負担金	4,240
貸付返済金収入	39
運用収入	19,097
短期借入金	-
寄付金	-
雑収入	22,319
計	14,351,204
支出	
保険給付費	7,691,262
拠出金等	3,766,570
前期高齢者納付金	1,204,780
後期高齢者支援金	2,561,788
病床転換支援金	1
介護納付金	1,148,472
子ども・子育て支援納付金	226,366
業務経費	290,493
保険給付等業務経費	15,631
レセプト業務経費	5,054
企画・サービス向上関係経費	10,455
保健事業経費	259,352
福祉事業経費	0
一般管理費	76,121
人件費	20,625
福利厚生費	95
一般事務経費	55,400
貸付金	39
借入金償還金	-
雑支出	2,845
予備費	-
累積収支への繰入	1,149,036
翌年度繰越	-
計	14,351,204

（注）計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。

〔船員保険勘定〕

(単位：百万円)

区 別	予算額
収入	
保険料等交付金	45,839
疾病任意継続被保険者保険料	843
国庫補助金	2,789
国庫負担金	138
職務上年金給付費等交付金	4,383
貸付返済金収入	－
運用収入	280
寄付金	－
雑収入	90
累積収支からの戻入	371
計	54,732
支出	
保険給付費	28,507
拠出金等	12,043
前期高齢者納付金	3,167
後期高齢者支援金	8,876
退職者給付拠出金	－
病床転換支援金	0
介護納付金	3,286
子ども・子育て支援納付金	766
業務経費	3,013
保険給付等業務経費	182
レセプト業務経費	33
保健事業経費	1,275
福祉事業経費	1,424
その他業務経費	100
一般管理費	1,582
人件費	527
福利厚生費	2
一般事務経費	1,054
貸付金	－
雑支出	37
予備費	150
累積収支への繰入	5,348
翌年度繰越	－
計	54,732

(注1) 予備費は保険給付費等の0.5%を計上。

(注2) 計数は四捨五入のため、一部、一致しないことがある。